

令和3年度 第2回 浜松市発達障害者支援地域協議会

議事録（抄録）

日 時	令和4年2月3日(木) 19:00～21:00		場 所	浜松市役所 北館101会議室 及びオンライン
出席者 (30名)	委員 (13名)	平野浩一委員長、小出隆司副委員長、大場義貴委員、土屋賢治委員、 岩城貴美枝委員、藤田梓委員、松本知子委員、浅井陽子委員、鈴木厚志委員、 小澤久好委員、高橋定裕委員、内山敏委員、大村美智代委員		
	事務局 (17名)	こども家庭部長：鈴木知子、こども家庭部次長兼次世代育成課長：野田志保、 子育て支援課長：小山東男、幼児教育・保育課長：松下直樹、 幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長：井川宜彦、児童相談所長：鈴木勝、 健康福祉部障害保健福祉課長：久保田尚宏、精神保健福祉センター所長：二宮貴至、 健康増進課長：平野由利子 産業部産業振興課雇用・労政担当課長：中井真澄、 学校教育部教育総務課 学校・地域連携担当課長：齋藤美苗、 学校教育部指導課 教育総合支援担当課長：石川博則、 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」：鈴木祐介、 障害保健福祉課グループ長：橋本啓司、 子育て支援課長補佐：小林章吾、子育て支援課グループ長：宮木典子 他2名		
配布物	次第、席次表、第2回浜松市発達障害者支援地域協議会資料（事前送付） 資料1 次第3（1）令和2年度第1回から令和3年度第1回までの本協議会における委員か らの意見について 資料2 令和3年度 浜松市発達障害者支援地域協議会部会（初診待機への対応）報告 資料3 令和3年度 浜松市発達障害者支援地域協議会部会（子育てサポートファイル「はま すくファイル」）後の進捗状況について（報告）			

次第1. 開会

○事務局

開会

資料確認（次第、発達障害者支援地域協議会資料（桃色冊子）、資料2、資料3

本日は専門委員13名中13名出席。浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱第5条
第2項に基づき、委員の半数以上の出席により会議は成立していることを報告。

委員の紹介

名簿での紹介とする。

次第2. こども家庭部長挨拶

○事務局

今年度は本協議会で委員より現場や家庭のニーズとして要望いただいた案件として発達
障害特性を踏まえた性教育や相談支援のポイントの研修会を健康増進課が行った。

本日の会議は、委員の任期2年目ということで、これまでにいただいたご意見ご質問の振り返りと、部会内容の報告を行う。活発なご意見をよろしくお願いします。

次第3. 議事

(進行：委員長へ)

各課の取組状況について

○事務局 【冊子資料】

令和3年度各課の取り組みは、冊子資料の記載内容により事務局からの説明にかえさせていただく。

引き続き、令和2年度第1回から令和3年度第1回までの協議会での委員の意見について、事務局より進捗状況を報告 【資料1】

○事務局

乳幼児期①次世代育成課では、幼稚園保育園に対し家庭教育講座を委託し年間19園に実施。テーマとして子どもの睡眠や食事、遊びなどについて保護者にとって、楽しくなる形で講座を行っている。その中でスマホの長時間使用により睡眠が妨げられるということについて触れている。

○事務局

乳幼児期②はまずくファイルの見直しについては、次第4部会報告にて後ほど報告する。

○事務局

学齢期①令和3年12月24日に会場とオンラインで性教育に関する研修会を実施。後日2週間のオンデマンド配信も行った。

参加者は養護教諭、教員、心理士、助産師、保健師、精神福祉士、医師等150人ほど。アンケートでは「内容が参考になった」という感想が95%。自由記載内容としても、「発達に特性のある子どもはその子の特性を踏まえて対応することの大切さを学んだ」「性に対するアプローチの糸口がわかり、生徒への支援方法を事例とともに知る事ができた」「障害特性を理解し、生徒の将来を考えながら今後の支援を考えていきたい」等非常に前向きな意見をいただいた。

○事務局

学齢期②、大きな音が苦手な児童等に対して、人的にも物理的にも対応は難しい状況。小学校入学前、あるいは放課後児童会入会後であっても、より適切な居場所や福祉サービスをスムーズに利用できるよう支援導入を図ることが課題だと認識している。

○事務局

学齢期③、マルチメディアダイジー教科書について本年度、個人向けタブレットで利用できるよう実証実験を行っており、来年度には市内全校を対象とした運用を予定している。

学齢期④、保護者を対象とした進路指導での情報提供を計画していく。

○事務局

学齢期⑤専門医療機関の初診待機期間短縮のための取り組みについては、次第4部会報

告にて後ほど報告する。

○事務局

青年・成人期①、冊子資料中に、産業振興課事業の利用者自身が発達障害であるケースに特化し就職件数、相談件数、定着支援件数を提示している。

○事務局

青年・成人期①、地域活動支援センター1型の利用者について、身体障害、知的障害、精神障害の手帳により利用人数を区分けし把握しているため、発達障害者の把握方法について今後検討していく。

青年・成人期②、超短時間雇用は、東京大学先端科学技術研究センターが提唱する雇用モデルとして、特に障害や難病等で長時間働けない人が15分から30分でも企業等で働けるようにする地域の仕組みとして、現在、川崎市と神戸市で試行的に取り組み中。令和2年3月の実績として川崎市が70社で67名、神戸市が22社42名。将来的に今の雇用率の算定にしていくことも目指しての研究と把握している。

青年・成人期の③、④、⑤に関する障害保健福祉課の取組として、健康相談を行い、発達障害を含め、市民のこころの病気等に関する相談に応じている。相談の内容により精神保健福祉手帳等の制度や相談支援機関を案内し支援が行われるように努めている。

○事務局

青年・成人期③、ひきこもり支援としていつまで取り出して支援を考える必要があるかについては、ケースバイケースであり、特性を押さえつつ支援していく必要がある。支援全体のスキルアップという意味で言えば、各領域での人材育成とも関わってくるが、8050問題と言われる高齢者支援の支援者に対しても、障害の理解を進める研修を進めている。実際に高齢者支援施設の方からのニーズも非常に高いと感じる。

④、精神障害を理解するための研修会を精神保健福祉センターで開催しており、ルピロの所長を招き発達障害についての理解を進める取組をしている。ひきこもり地域支援センターで、発達障害の特性の強い方達を集め、コミュニケーションのSSTを今年度始めた。支援者を対象に当事者への対応を検討するものも試行的に進めている。

⑤、ひきこもり支援に関係する支援者を集めてひきこもりネットワーク会議を定期的で開催している。センターの活動を紹介すると同時に支援機関における支援状況について情報提供も行っている。

今年度は10代のひきこもりや不登校の方達を対象にして通信制高校の教員や、定時制高校、障害者支援センター、ひきこもりの家族会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等支援に携わる方全体に出席を依頼し、2月から3月に開催する予定。

協議・質疑

《マルチメディアデイジー教科書の活用について》

○委員

来年度から活用されるということによいか、また、使える設備は整うが、現場の教員の

準備体制はどうか。医師が診察し必要と判断した場合は直接各校の担任に伝えてよいのか、教育委員会を経由した方がよいか。

○事務局

LD等の通級指導教室の現場では大分前から使っており、発達支援学級・一部の通常学級の限られた教員に経験がある状況。今回、1人1台タブレット端末を使用できる環境が整ってきたことで来年度から活用が広がると思う。医療分野との連携の中で気楽に上手に活用していけるよう、教員の理解を進める取組の計画が必要と考えており、まずは指導課を経由していただくとスムーズに進むと思う。

○委員長

これまでデジ教科書を使ってほしいと言っても、通級指導教室では使えるが、普通級では使えない等、学校現場では制約が多かったため、スムーズに導入できる流れを指導課から示してほしい。

《放課後児童会の騒音問題の対応について》

○委員

この問題については障害者差別解消法の中で基礎的環境整備に基づく合理的配慮ということが明確にうたわれている項目であり、放課後児童会で上手く合わない児については放課後等デイサービスの利用を勧めるという事務局担当課の回答内容は問題と感じる。そういう児の利用も受け入れられるような基礎的環境整備が必要なのではないか。そのため調査を行い、例えば1ヶ所でも2ヶ所でも、モデルケースとしてでもいいので方向性を導き出してほしいという要望だったので、この点については指摘したい。

また障害保健福祉課への意見となるが、放課後等デイサービスを利用するにしてもその環境の問題があり、単に場所を移ただけで問題が解決するものではない。また放課後等デイサービスは年度途中からの利用は難しく、需要と供給のバランスが整っていない状況。各施設の質の問題と合わせ、利用したい児がスムーズに利用できるだけの施設数が設置されているか、それらの課題について教育総務課と障害保健福祉課間で整理されているか、疑問を感じる。

《超短時間労働について》

○委員

超短時間労働に関する他都市の報告は興味深い。浜松市ではこのような取組に向けて動きだす考えがあるか。

○事務局

企業側とのマッチングの問題や、企業が15分から30分の事業を創出できるかどうか、という課題もある。他都市も研究段階であり、浜松でも福祉的な就労形態として半日勤務等すでに取り組んでいるところもある。企業へのアプローチも障害保健福祉課だけではできないので今後産業振興課と連携し、検討していきたい。

○委員

発達障害のある人の社会的な繋がりを作っていくためにプロジェクトチームを作り前進させていくということであれば、ぜひ協力したい。

《保護者向けの進路指導での情報提供について》

○委員

特別支援学級の中学校までと、特別支援学校では障害種別に差がある。

中学校卒業後、高等学校年代に向けどう進路指導をしているか、聞きたい。

また、自閉情緒の生徒が県立高等学校に行ける筋道を作る検討として県教育委員会との連携はされているのか。

○事務局

進路について中学校で発達支援学級を担当している主任、それと小学校の発達支援学級での希望者等、年3回進路連絡協議会で各機関の方々が集まって中学校卒業後の進路についての話し合いを毎年進めている。進路先の選択肢について共通理解を図っている。発達支援学級の児の場合、特性に応じてさまざまな進路先がある。児らの障害特性等が複雑化、多様化しているので、各校の教員、保護者に情報提供を丁寧に行い、体験、見学も含めて3年間を見通して、中学校入学後、あるいは小学校の段階でもある程度の進路について、見通しを持てるような情報提供をしたいと考えている。

県教育委員会との連携は実際にはまだ行えていない。支援が必要な生徒については、保護者の了解を得ながら個別の教育支援計画を高校へ繋げることを実施している段階。

○委員

自閉情緒学級の中学生の中には、高等学校の教科学習を受ける能力のある生徒もいるため、どういった支援が必要かを検討・研究し浜松の発達支援教育を進めていただきたい、というのが保護者としての希望である。

○委員

過去に神奈川県教育実践研究に視察に行かれた報告会の中で、1歳6か月児健診での早期発見から義務教育までの支援は厚くなってきているが、高校世代からはなくなるという構造は課題として認識する必要がある。各家庭の親の考えや経済状況だけで高等教育を選択することは問題であると感じている。

○委員

保護者として県教育委員会に高校の通級指導教室の実施校を聞いても教えてもらえず、必要があれば教育委員会で対応する、と言われる状況。中学高校と浜松市でせっかくいい体制があるので、それを浜松市地区にあるせめて高校だけでも横に繋げて情報交換をお願いしたい。

質問として資料1、青年・成人期⑤の部分で高校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、その時取り上げるテーマによって出席を依頼している、と記載されているが、どのくらいの方が出席されているのか。通信制や定時制等現場の教員には、ト

ップダウンで情報がいくのかも知れないが、実際全日制に在籍している生徒が中退してひきこもりになりそうな場合に、現場の教員が浜松市内での相談の場がわからず繋がらないという話も聞くがその周知はどうなっているか。

○事務局

ネットワーク会議に参加されている先生方は定時制も含め、思いのある限られた人材とすることが多い。高校の多くが県の管轄ということもあるが、なるべく現場の教員を巻き込んでいきたい思いはあり、相談を受ける際にはフリースクールの教員も声を掛けるようにして顔を見える化していきたいと考えているが、行政の縦割りみたいなどころで少し届きにくいところがあるというのが現実。

《地域活動支援センターの新規 I 型事業所設置について》

○委員

冊子資料 14 ページ No.11、障害保健福祉課の報告で、地域活動支援センターに関するところで新規 I 型事業所設置に向けて取り組むと記載があるが、これは発達障害の方の居場所としての利用を視野に入れた地域活動支援センターの設置を検討しているということか、静岡独自の療育手帳 B3 判定の発達障害の人たちを既に対象者として受け入れているという考え方でよいか。

○事務局

既存の地域活動支援センター新規 I 型事業所については、障害者全般が利用できるとうご理解いただきたい。

次第 4. 部会報告

○事務局

【資料 2】に沿って部会での協議内容を説明。

○委員長

入口で受診を少しでも絞り込むことができないか、受診にかかるまでの支援をしっかりとできないか、医療分野も医者だけではなく、コメディカルも重要であるため、強い拡充を求めるということで、他の関係部署にも協力できるような、研修的システムが欲しいという提案だった。

(部会に出席した他委員からの追加発言、本日出席の他委員からの質疑はなし。)

○委員

部会での協議内容が実現するか、進捗状況について今後の協議会でも報告してほしい。

○事務局

【資料 3】に沿って、令和 3 年 6 月に実施した部会以降の進捗状況、部会委員への報告内容を説明。

(部会に出席した他委員からの追加発言はなし。)

《意見・質疑》

○委員

このように早くデジタル化でき、今の若いお母さんに届くことを期待している。支援者からの勧め方次第で活用する人の状況は変わると思うので、支援者向けの周知研修を戦略的に確実に進めてほしい。子育て支援ひろばにもいろいろな方が来所するので、ネットワークを組みながら広く周知することに協力したい。

○委員

冊子資料に記載されている「新しい媒体を検討」の内容は、新しい媒体がデジタルということか。紙媒体ははますくノートとして残るとということか。

○事務局

紙媒体中心だったファイルを無くして、記録部分のみをノートとして残す、そういった見直しである。

次第5. その他協議

○委員

新しい話題提供となるが、本協議会で議論されている支援をバイパスしてしまうような現象が起きていることの相談を育成会で受けた。保護者の判断で私学の中高一貫校へ進路を取り支援につながらないというケースがあるとのこと。

中高一貫の私立学校の責任者も、特別支援教育ができる体制はないと話されていた。

しかし実際入学する生徒には発達障害の方もいることを考えると、中高その後も支援をスルーしてしまい成人になってしまう。更生相談所では年数件以上、成人してから療育手帳の申請があったり、就労後に障害者雇用の枠に入れることを会社から言われ療育手帳の申請を検討するにあたり振り返っているいろいろ確認すると、学校は通常学級だけど私学へ通っていたり等のケースが何件かある、そういう実態がある。

○事務局

ひきこもりから少し抜け出しつつある方について、今までの研究の中でも4分の1は軽度の知的障害を含め何か障害をお持ちであると推測されており、相談会に出られるようになるまで、長い人では10年から20年が経ってからというケースも確かにいる。精神科受診から精神障害者手帳申請という流れにもなっていくが、その途中で保護者が相談に来られないというパターンも多い。相談に繋がらなかった理由として、保護者が責められる一方だという感覚を持っている保護者も多いと感じるため、ケアする必要性を感じる。

○委員長

成人の療育手帳申請の相談を受ける中で、18歳以前に発達支援級に在籍していた等の確かなデータがあればかなり認められる可能性が高い。そうではない場合には、明らかに成績不振ということが成績表等で確認できれば認められることがある。

私立の中高一貫制のところに入って、中等部から高等部に上がる時に、学業の問題に加え、情緒的な問題でも不適応行動が多く、転校を提案されたと困っての相談が毎年必ず数

件ある状況。

○委員

入院治療で困るのは中学で不登校のケースが多い。私立学校の教員の障害に対する理解が以前より進み、対応は緩和してきていると感じるが、それでも公立学校に比べると人事異動による教員の入れ替わりが少なく、教育委員会もあまり頻繁に介入しないので、非常に難航している。

保護者が障害を受け入れられなくて私立学校に行かれています方も多く、難しいケースも多い。小学校から行き渋りがあり中学で不登校となり、実際 IQ を測ったら 60 台、中 3 で卒業間際に療育手帳申請や、知的障害は受け入れられず、進路に困るというケースが年に数件ある。小学校の時点で知的や発達障害を疑った時に、きちんと評価していただければ、こうならなかったのにといい思いはある。小中学校時代に 5 年、6 年とひきこもってからの支援は本当に苦勞される場所なので、不登校にまだなったばかりの児に支援が入るといいと感じる。学校の支援も教員の気持ち次第で頻繁に家庭訪問しているところもあれば最後に連絡を取ったのは 3 ヶ月前というような教員もいる。

他の児童生徒がいない時間帯に定期的に学校に遊びにきたり、スクールソーシャルワーカーが定期的に家庭訪問したりということで繋がりをもつことができ、将来のひきこもりを減らすことができると思う。

○委員

ルピロの相談者のうち、主訴分類をみると、多動不注意衝動性が一番にくるが、2 番目に学業不振がくる。そのような児童生徒が学習障害疑いでルピロに紹介されてくるが、実際に相談すると、知的な問題・偏りではなく、全体的な遅れの問題が見つかることがほとんどである。

ルピロに紹介されてから何らかの対応をするよりは、各学校もしくは教育委員会との関係の中で、一次的な支援、あるいは二次的な支援という手立てができないものかと思う。教育委員会では、どのようにお考えか。

○事務局

学校では過去に知能検査を全員に実施する中で児童生徒の IQ 値等含めた知的な遅れを見てきたが、それをしなくなったことから、ルピロへの発達検査等の依頼が増えているのではと推察する。その一方学校の現場では子供たちの学習状況を様々な表れから教員がキャッチしていると思う。その支援を教員が苦勞しながらやっている中で、本来発達支援学級や特別支援学校でより手厚い支援を受けたほうがいいのではないかと感じつつも、就学時の教育相談は毎年行っているながらもやはり保護者の思いや要望、本人の希望で、最終的に就学先が決まっていくため、支援に繋げる上ではデリケートなところがあり難しい。

○委員

難しいことは大変よくわかる。発言の意図としては、例えばスクールカウンセラーの機能や校内の支援体制の充実を期待したいということ。

○委員長

ルピロもそうだが医療でも、学習障害疑いの相談は多いが、高学年になってからでは対応の難しさがある。小学校の低学年でも読み書きの定着の問題で先生方が気付けるのではないか。より高い精度で早い時点で、支援に繋げていただきたいと感じる。

《放課後等デイサービスについて》

○委員

放課後等デイサービスについて令和5年に向けて、利用者の定員に変更があることで、利用希望者が利用できなくなることを心配している。次第3学齢期②の話で、放課後児童会から放課後等デイサービスに利用者が流れる時に上手くそれを吸収できるような状況があるのかどうか。放課後等デイサービスで提供されているサービスの内容についても、もちろん考えなければいけないが、利用したい人が利用できないというような状況を作り出すのは問題だが、担当の障害保健福祉課ではどのように考えているのか。

適正利用というが、どの程度の幅をもって適正な利用人数と考えているのか。定員ちょうどでは経営が成り立たないと思うが。

○事務局

放課後等デイサービスについては定員を守ることや適正な指導員の配置等、適正利用について各施設に常々実地指導を行っている。

定員を守ることについては国から通達が出ている。10名の定員では経営が成り立たないということについては、国の報酬の制度設計の中で動いていることなので、確認させていただきたい。

《超短時間労働の取組について》

○委員

超短時間労働について、部会等で具体的に話が進むといいが、いきなり民間企業に投げかけるといよりは、市役所でこそこういったチャレンジングなことに取り組んでほしい。その方が民間の事業者も参入しやすいのではないかと思う。

《発達障害のある中学校生徒の宿題の問題について》

○委員

支援級では宿題の分量について配慮してもらえるが、通常級では宿題や提出物についてはかなりシビアである。保護者がフォローするにしても、そもそも何が宿題として出ているか生徒から把握することが難しいという状況もある。支援級と通常級の差が大き過ぎ、学校の中でどうにかならないかということが悩ましい。

○委員長

中学校に限らず、小学校では個々の教員によっては、量の加減をしてくれるが、「できるだけいい」というような曖昧な指導をされても困る児童が多い。「ここまで」とか、「こ

の大体やれる時間でここぐらい」というような目安を与える必要があるが、平等性から他の子に説明がつかないというような話になるが、これこそそれぞれの特性に基づいた合理的配慮ということでそれぞれに合った宿題を、という考えを指導の中に盛り込んでほしい。

《義務教育終了後の相談先について》

○委員

私立学校をめぐる個別のケースは、この会議では取り上げないことになっているが、私立学校の通学者や家族から青少年育成センターわかばなどへの相談がどのように入ってきているのか。県との関係で、市の仕組みとしてカバーしているのがわかばであると思うので、取り組みを含め紹介してほしい。

○事務局

青少年育成センターわかばで、15歳から39歳まで幅広い年齢層を対象に若者の支援を行っている。義務教育年代まで手厚く対応できているが、その後どうしても手が足りない部分が多く、困難を有する若者も多いということで、SNSを使った相談も行っている。

個別に各サポート校や、通信制の高校に行って、相談の案内をしている。中退する生徒だったり、子どもの保護者から、また高校の先生から相談が入ってくることもあり、相談を担当するわかばの相談員が、若者支援スーパーバイザーの大場先生やスクールカウンセラーの松下先生などにも関わっていただき、今後のことも交えて相談しているというのが現状である。必ず毎年のように2、3件あると聞いている。学業というよりは家族関係や、その子の特性の事での困難という形で相談がきているように感じている。

○委員

つまり、今の浜松の体制は、0歳から39歳が、子供若者の支援の促進、推進が定められているが、そこを年齢で切り分けている状況。義務教育の終わった人たちについては、青少年育成センターで対応するという構造である。直接この協議会で議論するものではないが、市の中で多様な機関があり、誰がそこを滑らかにしていくのかということが、大きな課題になるのではないかと考えている。

《ひきこもりの支援と在宅でできる作業の提案》

○委員長

ひきこもりの支援で、なかなか家の外に引っ張り出せないと感じているが、リモートを使ったり、超短時間労働という議論が出るのであれば、家にいる場合に何か簡単なことでも作業活動するというようなアイデアをぜひ一度検討してほしい。

○事務局

コロナ禍の中で外に出にくいひきこもりの人にはオンラインを通じた相談機会というものを設けるようにしている。外に出たい希望の人もいるので、ハイブリッドの形も行っている。完全ひきこもりの人で、そういう場に来られるかということ、家の中での作業となるかと思う。

一方で発達障害の人のいろいろな強みを集めるとしたら、ネットの中での仕事として IT を使った部分的な働き方を模索している。豊橋に発達障害の人の就労のきっかけを作るようなプログラミングやネットの動画編集を体系的に教えるような武蔵精密工業という会社があり、そこでトライアルで障害の人たちに仕事を少しあげるようなプロジェクトをやっている。連携しながら可能性を追求していきたいと考えているところである。

○委員長

プログラミングと限らなくても何か家でできる仕事をという発想を伝えたものである。

次第 5. 閉会

○事務局

今年度の本協議会は、今回をもって終了。来年度第 1 回の会議を令和 4 年 8 月頃に予定している。

令和 2 年度の要綱改正に伴い、委員の任期を 2 年とさせていただいている。次の任期の委員職についてご意向をうかがうご連絡を今後させていただく。

○事務局

活発なご議論ありがとうございました。

委員の皆様にはお忙しい中、2 年間の任期をお務めいただきありがとうございました。

少しこの場をお借りしお礼のご挨拶を申し上げる。個人的なことだが、今年度末をもって定年退職となるが、この会議には前身の会議の時から他課で関わり、いろんなことを聞かせていただき勉強になった。

この間 10 年ぐらいで発達障害について認知され、支援体制が構築されてきたことは本当に素晴らしいと思うが、やはり当事者の方々にとっては、まだ歯がゆい思いを感じておられるということをお強く感じさせられた。そうした中で行政への期待の大きさもひしひしと感じているところであるが、この会の中で潜在化してきた問題が顕在化しているというか、皆さんの中で共有できていることが素晴らしく、発達障害に係る構成する方々が生きやすく暮らしやすくしていくためにということでこうした問題が明らかになり、いろいろな取組を続けていかなければ変わらないということをいつも感じている。

どんな小さなことでも声を上げていただき、小さなことでも改善していくことができるということが大事だと思っている。最後に部長としてこうした業務に関わらせていただいたこと、また力不足の点もあったかと思うが、個人的なことであるが感謝申し上げますとともに、皆様方にはコロナ禍で本当に大変な中ではあるが、今後も引き続きの御支援と御協力をお願いし挨拶とさせていただきます。